

# 浦安市生成A I 利用ガイドライン

浦安市

令和6年10月

# 目次

1 はじめに.....	2
2 目的.....	2
3 本ガイドラインの対象及び適用範囲.....	2
3-1 対象となる生成A I.....	2
3-2 適用範囲.....	2
4 生成A Iの使用用途.....	3
5 データ入力に際して注意すべき事項.....	3
5-1 禁止事項.....	3
5-2 注意事項.....	4
6 生成物を利用するに際して注意すべき事項.....	5
6-1 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性.....	5
6-2 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性.....	5
6-3 生成物について著作権が発生しない可能性.....	6
6-4 権利侵害等確認方法.....	6
7 その他.....	7
7-1 浦安市情報セキュリティポリシーの遵守.....	7
7-2 生成A Iの使用の注記.....	7

## 1 はじめに

近年、生成A I 技術は急速に進化し、自治体における住民サービスの向上や業務効率化に寄与する重要なツールとなりつつあります。生成A I は、文章の自動生成、画像や音声の作成、データ分析の高度化など、多岐にわたる応用分野を持ち、従来の行政手法を革新する可能性を秘めています。

一方で、生成A I の利用に伴うリスクや課題として、プライバシーの保護、不正確な情報の生成、偏見の強化、サイバーセキュリティの脅威といった問題が指摘されており、自治体はリスクを十分に認識し、倫理的かつ責任あるA I の利用を推進するため、その枠組みの整備が重要となっています。

## 2 目的

本ガイドラインは、職員が「浦安市情報セキュリティポリシー」の範囲内で、業務上生成A I を利用する際に注意すべき事項を定めたものです。

生成A I は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ一方で、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。

本ガイドラインの内容を十分に理解した上で、生成A I を上手に利用してください。

## 3 本ガイドラインの対象及び適用範囲

### 3-1 対象となる生成A I

本ガイドラインは本市が導入する自治体向け生成A I サービス（以下「浦安市生成A I」といいます。）を対象とします。

本市が導入する浦安市生成A I は、LGWAN回線から接続して使用する安全が確保された環境であり、業務上で生成A I を利用する際は、本サービスのみを利用することとします。

### 3-2 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、原則、本市職員（会計年度任用職員は含まない。）を対象とします。

利用にあたり、別に定める手順に基づき申請することにより、利用アカウントを情報政策課長より付与します。

## 4 生成A I の使用用途

生成A I は業務の効率化や新たなアイデアの創出に役立つツールです。

以下、活用事例を参考にしながら活用に努めてください。

### 生成A I 活用事例

自治体業務	活用方法
わかりやすい文章作成の補助	<ul style="list-style-type: none"><li>・問い合わせメールや投書などの返答の作成</li><li>・事業者や市民へのお知らせ、アンケート等の作成</li><li>・ホームページ掲載文の作成</li><li>・会議等の挨拶文や口述の作成</li><li>・会議資料等のテキスト文章の作成</li></ul>
文章の要約や翻訳	<ul style="list-style-type: none"><li>・議事録など文字起こしした文章の要約</li><li>・日本語の文章の外国語への翻訳</li></ul>
コード作成の補助	<ul style="list-style-type: none"><li>・Access のV B Aやクエリーの作成</li><li>・Excel のマクロや関数の作成</li></ul>
業務の進め方の助言	<ul style="list-style-type: none"><li>・課題の解決方法の提供や、成果や達成度の指標例の提示</li><li>・業務の実施手段や作業項目出しの参考</li><li>・業務を行っている中での疑問などの深堀</li><li>・業務におけるアイデア出し</li></ul>

## 5 データ入力に際して注意すべき事項

浦安市生成A I を利用するにあたって、データ入力に際して、以下の遵守すべき事項を定めますので、十分に注意して利用するようにしてください。

また、業務の性質、内容等により、本ガイドラインで判断できない入力データ等がある場合は、情報政策課に確認するなどして、適正な利用が図られるよう努めてください。

### 5-1 禁止事項

浦安市生成A I は、入力されたデータがA I の学習に使用されないように設定するなど、セキュリティ対策を講じていますが、クラウドを利用した生成A I のため情報漏洩のリスクがあることから、下記のデータ入力を禁止します。

## (1) 個人情報

浦安市情報セキュリティポリシーに定める機密性（個人情報）に分類される情報

〈参照 1〉

## (2) 自組織の機密情報

法人情報や法令秘密情報、機密保持義務を課されている情報、訴訟・審査請求等に関する情報、地方公務員法第 34 条の「職務上知り得た秘密」に該当する情報

〈参照 2〉

## 5-2 注意事項

第三者が著作権を保有しているデータを入力する場合は、既存の著作物に類似した生成物が提供される可能性があり、意図しない「ライセンス違反」や「権利侵害」に該当する可能性があることから、下記のデータを入力する場合は、特に注意してください。

### (1) 第三者が著作権を有しているデータ（他人が作成した文章等）

単に生成 AI に他人の著作物を入力するだけの行為は原則として著作権侵害に該当しません。しかしながら、当該入力対象となった他人の著作物と同一・類似する AI 生成物を生成する目的がある場合には、入力行為自体が著作権侵害になる可能性があります。

また、生成されたデータが、入力したデータや既存のデータ（著作物）と同一・類似している場合は、当該生成物の利用が当該著作物の著作権侵害になる可能性もありますので注意してください。具体的には「6 の 6-2 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性」の部分を参照してください。

### (2) 登録商標・意匠（ロゴやデザイン）

商標や意匠として登録されているロゴ・デザイン等を生成 AI に入力することは、原則として商標権侵害や意匠権侵害に該当しません。

この点は同項「(1) 第三者が著作権を有しているデータ」と同様、あくまで「入力行為」に関するものであり、故意、または偶然生成された、他者の登録商標・意匠と同一・類似の商標・意匠を業務に利用する行為は、商標権侵害や意匠権侵害に該当するので注意が必要です。

### (3) 著名人の顔写真や氏名

著名人の氏名等を生成A Iに入力する行為は、当該著名人が有しているパブリシティ権の侵害には、原則として該当しません。ただし、生成A Iを利用して生成された著名人の氏名等については、それらの氏名等を業務に利用する行為はパブリシティ権侵害に該当しますので注意が必要です。

〈参照1〉浦安市情報セキュリティポリシーP.7

4 情報資産の分類及び管理 (1) 情報資産の分類・機密性による分類を参照しています。

〈参照2〉職務上知り得た情報に関する秘密

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の「秘密」の基準

※生成A Iに入力する情報が「職務上知り得た秘密」に該当するか否か不明の場合は、その情報が実質的に秘密として保護するに値するものであるかどうかを各所属で検討する必要があります。

## 6 生成物を利用するに際して注意すべき事項

浦安市生成A Iの生成物を利用するにあたって、以下の遵守すべき事項を定めさせていただきます。十分に留意して利用するようにしてください。

### 6-1 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性

大規模言語モデル（LLM）の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものです。書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があります。

生成A Iのこのような限界を知り、回答を鵜呑みにせず、必ず根拠や裏付けを自ら確認し、必要に応じて修正を行ってから使用してください。

### 6-2 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性

#### (1) 著作権侵害

生成A Iを利用して出力された生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

そのため、以下の留意事項を遵守してください。

- ・プロンプト（指示文・命令文）に既存著作物、作家名、作品の名称の入力は行わないでください。
- ・特に生成物を「利用」（配信・公開等）する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの調査や生成物の利用が権利制限規定（著作権法 30 条 1 項や同 30 条の 3 等）に該当するかの検討を行うようにしてください。

## (2) 商標権・意匠権侵害

生成 A I を利用して生成したキャッチコピーなどを業務で利用する行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性がありますので、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うようにしてください。

## (3) 虚偽の個人情報・名誉毀損等

生成 A I は、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られています。虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反（法 63 条、64 条違反）や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性がありますので、そのような行為は行わないでください。

## 6-3 生成物について著作権が発生しない可能性

仮に生成物に市の著作権が発生していないとすると、当該生成物は第三者に模倣されるリスクが高くなりますので、自らの創作物として権利の保護を必要とする個人や組織にとっては大きな問題となります。

この論点については、生成 A I を利用しての創作活動に人間の「創作的寄与」があるか否かによって結論が分かれますので、生成物をそのまま利用することは極力避け、できるだけ加筆・修正するようにしてください。

## 6-4 権利侵害等確認方法

- ・生成物のテキストをインターネットの検索サイト等で入力して他者で使用されていないか確認する。

- ・商品名やキャッチコピーに使用する場合は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) の検索機能を活用し、既に商標として登録されていないか検索し、確認する。

## 7 その他

### 7-1 浦安市情報セキュリティポリシーの遵守

浦安市生成A Iの利用にあたっては、浦安市情報セキュリティポリシーを遵守し、入力データや生成物等に関する問題や事故が発生した場合は、直ちに所属長に報告し、所属長の責任において、必要な措置を実施するようにしてください。

また、情報政策課にも、浦安市情報セキュリティポリシーに則り、情報の共有または事故報告等をするようにしてください。

### 7-2 生成A Iの使用の注記

浦安市生成A Iの回答を使用または参考にした場合は「浦安市生成A Iにより作成」や「浦安市生成A Iの回答を参考に作成」など、生成A Iを使用した事を資料中に明記すること。（対外的な文書は除く。）

本ガイドラインは、以下の資料を参考にして作成しました。

- ・一般社団法人日本ディープラーニング協会「生成AIの利用ガイドライン」（令和5年5月1日）
- ・千葉県「生成A Iの利用ガイドライン第2.0版」（令和6年2月）
- ・千葉市「ChatGPT等の生成A Iの活用に関するガイドライン第1.0版」（令和5年11月）
- ・松戸市「松戸市職員ChatGPT(生成A I)活用ガイドライン（解説版）第1版」（令和5年7月7日）

#### ▼改訂履歴

第1.0版 令和6年10月1日